

広島大学法科大学院

法律科目試験

[憲法]

2020年1月18日(土)

13:20~14:20

注意事項

- 1 これは法律科目試験の問題冊子です。ページ数は、表紙を除いて、1ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は1枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書いてください。**罫線外および裏面**を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子および下書用紙は持ち帰ってください。

〔憲法〕（60点）

Xは、小学校1年生の時に進行性の筋ジストロフィー症（次第に筋萎縮と筋力低下が進行していく遺伝性の筋疾患である。以下「本件疾病」という。）との診断を受け、小学校5年生に進級するころから常に車椅子を必要とする状況になった。Xの機能障害の程度は、中学校3年間で進行し、腕を挙げることができなくなり、同一姿勢の保持が困難になったほか、少し筆圧が弱くなった。しかし、図書等のページをめくる、読む、書く等の動作には全く支障がなく、書いた文字も全て判読できる状況であった。Xは、Y県立A高等学校の入学を志願し、学力検査を受検した。A高等学校は、Y県教育委員会の定めた選抜要綱に従って、①調査書の学習評定、②調査書中の学習評定以外の諸記録、および③学力検査の成績をもとにした総合的な判断により合否判定を行っており、Xについては、①と③については合格点に達していると認めたが、②および本件疾病に罹患している事情等を考慮し、高等学校の全課程を無事に履修する見込みがないと判断して、入学不許可の処分（以下「本件処分」という。）をした。

Xは、Y県に対して本件処分の取消しおよび損害賠償を求める訴えを提起した。訴訟においてXは、本件処分が憲法14条1項および26条1項に違反すると主張した。この憲法上の主張の当否を検討しなさい。

広島大学法科大学院

法律科目試験

[刑法]

2020年1月18日(土)

14:40～15:40

注意事項

- 1 これは法律科目試験の問題冊子です。ページ数は、表紙を除いて、1ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書いてください。**罫線外および裏面**を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子および下書用紙は持ち帰ってください。

【刑法】(60点)

次の文章を読んで、(1)から(3)に答えなさい。

X(36歳,男性)は、顔見知りのA(70歳,女性)が多額の現金を自宅(以下「A宅」という。)で保管しているという情報を入手し、A宅に侵入してAを脅して現金を奪う計画を立てた。Xは、Aと面識のないY(33歳,男性)およびZ(30歳,男性)にA宅の間取りを示すなどして計画を打ち明け、Aを脅す役割を頼んだ。YおよびZは金欲しさにこれを承諾した。

ところが、犯行当日の昼、Xは、A宅にAの孫たち(5歳女兒および3歳男児)が遊びに来ていることを知り、子どもを巻き込むのは可哀そうだと思い、YおよびZに電話をかけて「今日はやめておこう。」とだけ言った。YおよびZは、Xが後日、他の者らと計画を実行するのかもしれないと疑心を抱き、Xへは「分かった。」と返答したものの、二人で当初の計画通りに実行して奪った現金を二人で山分けすることとした。

午後11時ごろ、YおよびZはA宅に侵入した。YおよびZは、Aは一人暮らしと聞いていたのに子どもが寝ているのを見て驚いたものの、ガムテープを子どもたちの口に貼り、両手足に巻き付けたうえ、YがAの胸ぐらをつかんで起こし、「大声を出すな。孫を痛い目にあわせたくないだろう。金のありかを教えろ。」と申し向けた。Aは強い恐怖心を抱き、YおよびZに指示されるまま、現金の保管場所まで行き、Yらが用意していた鞆に現金5000万円を入れた。ZがAの腹部を殴打して、ガムテープをAの口に貼り、両手足に巻き付けた。YおよびZは現金が入った鞆を持ってA宅から逃走した。

- (1) YおよびZに強盗罪が成立するかを論じなさい。
- (2) 共犯関係の解消(共犯関係からの離脱)の問題の所在を論じなさい。また、共犯関係の解消(共犯関係からの離脱)が認められる場合の要件および法的効果を論じなさい。
- (3) Xに強盗罪が成立するかを論じなさい。

広島大学法科大学院

法律科目試験

[民法]

2020年1月18日(土)

16:00～18:10

注意事項

- 1 これは法律科目試験の問題冊子です。ページ数は、表紙を除いて、3ページです。
- 2 問題は民法2問、民事訴訟法1問、商法1問の計4問、解答用紙は民法2枚、民事訴訟法1枚、商法1枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書いてください。**罫線外および裏面**を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 17時00分以降18時00分までの間については、解答用紙を提出して退出することができます。退出後、受験室に戻ることはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子および下書用紙は持ち帰ってください。

〔民法〕（８０点）

次の事例を読んで、第１問および第２問に答えなさい。なお、各問は互いに独立した問題である。

Aは、Bに対し、弁済期の到来した５００万円の債権（以下「本件債権」という。）を有している。Bは、自己名義の建物（以下「本件建物」という。）を所有していたところ、Cに本件建物を売却し（以下「本件売買契約」という。）、BからCへの所有権移転登記がなされた。本件売買契約においては、売買契約書が作成されている。なお、Bには本件建物の他にめぼしい財産はなく、Bは、Aの他に多くの債権者に対して債務を負っており、債務超過の状態であった。

〔第１問〕（３０点）

本件売買契約によって、BはCに対し、９００万円の代金債権を取得した（弁済期到来済）。CがBに対し未だ本件建物の売買代金を支払っていない場合において、Aは、BのCに対する９００万円の代金債権につき債権者代位権を行使することができるか、検討しなさい。

〔第２問〕（５０点）

本件売買契約は、Aが本件債権を回収するために本件建物を差し押さえてくるかもしれないと考えたBがCと相談した上で、本件建物に対する差押えを回避するために、締結されたものであった。

- （１） 仮に、CがBの配偶者であり、BC間では本件建物を譲渡するつもりはなく、Aによる本件建物の差押えのおそれがなくなった後に登記をCからBに戻すことが約束されていたとする。この場合において、Aは、本件売買契約の意思表示の無効を主張することができるか、論じなさい。
- （２） 仮に、CがBの古くからの知人であり、Bから、Bが債務超過の状態であることおよびAからの本件建物の差押えを回避したいとの意向を聞いて、これに協力するために本件売買契約を締結したとする。また、本件建物の市場価格は９００万円であるが、Cが古くからの知人であり、また、Bに協力するという趣旨から、本件売買契約の代金は４００万円とされたとする。この場合において、Aは、本件売買契約の取消しを主張することができるか、論じなさい。

〔民事訴訟法〕（30点）

Xは、「信号を無視して走ってきたYが運転する自転車に衝突されて重傷を負った。」と主張して、Yを被告として、民法709条に基づき500万円の損害賠償を求める訴えを提起した。この訴訟で、Yは「信号無視はしていない。事故の原因は赤信号で道路を横断したXにある。」と主張した。

裁判所は、Xが被った損害額は500万円であるが、証人の証言から、①本件事故の原因は、Xが主張するYの信号無視ではなく、Yの前方不注意にあった、②赤信号で道路を横断した点でXにも落ち度があった、との事実認定に基づき、過失相殺をして（民法722条2項）、Yに300万円の支払いを命じる判決をした。

- (1) 裁判所は、証人の証言に基づき、①本件事故の原因は、Xが主張したYの信号無視ではなく、Yの前方不注意にある、との事実認定に基づいて判決をした。
この点に民事訴訟法上の問題はないか、説明しなさい。

- (2) 裁判所は、Yの主張に基づき、②赤信号で道路を横断した点でXにも落ち度があった、との事実認定に基づいて、過失相殺をして、300万円の支払いを命じる判決をした。Yから過失相殺を求める旨の主張がなかったにもかかわらず、過失相殺を認めて賠償額を減額した裁判所の判決に問題はないか、説明しなさい。

[商法] (30点)

X株式会社は、Y株式会社の発行済株式（Y社は種類株式発行会社ではない）の60%に相当するY社株式を保有する。このとき、次の（1）から（3）に答えなさい。

- （1） Y社はX社の発行済株式（X社は種類株式発行会社ではない）の1%に相当するX社株式を保有する。X社の株主総会において、Y社は議決権を行使することができるか。
- （2） 同一の者が、X社の監査役とY社の監査役を兼任することはできるか。
- （3） Y社はX社にその事業の重要な一部を譲渡しようとしている。事業譲渡を承認するY社の株主総会において、X社は議決権を行使することができるか。